

工 事 概 要

樹木伐採・処理工	式	1			

施 工 理 由

本業務委託は、標記履行場所において、上記のとおり樹木の伐採等の作業を実施することにより、公園緑地の適切な管理を行うものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年6月	
基 準 適 用 年 月	2026年6月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

【設計内訳書（１）】見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
樹木伐採・処理工	伐採工	支障木伐採 C	C= 50cm以上 75cm未満	本	18,280	
		支障木伐採 D	C= 75cm以上100cm未満	本	31,300	
		支障木伐採 E	C=100cm以上125cm未満	本	47,210	
		支障木伐採 F	C=125cm以上150cm未満	本	78,580	
		支障木伐採 G	C=150cm以上175cm未満	本	97,220	
		支障木伐採 H	C=175cm以上200cm未満	本	134,700	
		支障木伐採 I	C=200cm以上225cm未満	本	190,900	
		支障木伐採 J	C=225cm以上250cm未満	本	292,200	
		支障木伐採 K	C=250cm以上275cm未満	本	376,400	
発生材等処理工	発生材処理工	発生材運搬処分 A	発生材種別：枝葉	t	17,850	うち処分費 12,000 円
		発生材運搬処分 B	発生材種別：幹	t	6,505	うち処分費 1,000 円

設計内訳書（1）

工事名	公園樹木伐採業務委託（西京西部）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
緑地育成		式	1				
樹木伐採・処理工		式	1				
伐採工		式	1				
支障木伐採 C	C= 50cm以上 75cm未満	本	1				単 1号
支障木伐採 D	C= 75cm以上100cm未満	本	6				単 2号
支障木伐採 E	C=100cm以上125cm未満	本	5				単 3号
支障木伐採 F	C=125cm以上150cm未満	本	7				単 4号
支障木伐採 G	C=150cm以上175cm未満	本	1				単 5号
支障木伐採 H	C=175cm以上200cm未満	本	6				単 6号
支障木伐採 I	C=200cm以上225cm未満	本	3				単 7号
支障木伐採 J	C=225cm以上250cm未満	本	1				単 8号
支障木伐採 K	C=250cm以上275cm未満	本	1				単 9号
交通管理工		式	1				

設計内訳書（1）

工事名	公園樹木伐採業務委託（西京西部）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員	B 昼間	人	2				単 10号
発生材等処理工		式	1				
発生材処理工		式	1				
発生材運搬処分 A	発生材種別：枝葉	t	39				単 11号
発生材運搬処分 B	発生材種別：幹	t	42				単 12号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（積上計上）	業務案内看板（W550×H1400、みやこ杣木）	式	1				内 1号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				

設計内訳書（１）

工事名	公園樹木伐採業務委託（西京西部）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 1号	支障木伐採 C	C= 50cm以上 75cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工			人	3				
普通作業員			人	4				
チェーン[カゝソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 08L			日	0. 5			単 13号	
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	支障木伐採 D	C= 75cm以上100cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工			人	5				
普通作業員			人	7				
チェーン[カゝソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 08L			日	1			単 13号	
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 3号	支障木伐採 E	C=100cm以上125cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工			人	8				
普通作業員			人	10				
チェーン[カゝソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 08L			日	2			単 13号	
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 4号	支障木伐採 F	C=125cm以上150cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工			人	13				
普通作業員			人	17				
チェーン[カゝソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 08L			日	3. 5			単 13号	
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 5号	支障木伐採 G	C=150cm以上175cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工			人	17				
普通作業員			人	20				
チェーン[カゝソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 08L			日	4			単 13号	
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 6号	支障木伐採 H	C=175cm以上200cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工			人	25				
普通作業員			人	26				
チェーン[カゝソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 08L			日	6			単 13号	
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 7号	支障木伐採 I	C=200cm以上225cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工			人	30				
普通作業員			人	43				
チェーン[カゝソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 08L			日	10			単 13号	
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 8号	支障木伐採 J	C=225cm以上250cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工			人	38				
普通作業員			人	75				
チェーン[カゝソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 08L			日	15			単 13号	
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 9号	支障木伐採 K	C=250cm以上275cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工			人	50				
普通作業員			人	95				
チェーン[カゝソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 08L			日	25			単 13号	
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 10号	交通誘導警備員	B 昼間	単位	人	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1			単 14号	
合計								
単価							円／人	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 11号	発生材運搬処分 A	発生材種別：枝葉	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラックによる公園外への運搬			台	0. 69			単 15号	
処分費 枝葉剪定			t	1				
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 12号	発生材運搬処分 B	発生材種別：幹	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラックによる公園外への運搬			台	0. 65			単 15号	
処分費 幹			t	1				
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／t	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 13号	チェンソー[カソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 08L		単位	日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
カソリン レギュラー			L	3. 5				
機械損料 チェンソー[カソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 08L			日	1				
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 14号	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1				
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 15号	トラックによる公園外への運搬		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック[普通型] 2t積		0, 岩石工の割増対象にしない, 良好, 0時間, 交替制 を適用しない, 0, しない, しない, 0時間	時間	1. 3			単 17号	
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／台	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 16号	現場環境改善費(積上)		単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
みやこ柚木看板 550×1400			枚	1				
合計								

3 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 17号	トラック[普通型] 2t積	0, 岩石工の割増対象にしない, 良好, 0時間, 交替制 を適用しない, 0, しない, しない, 0時間	単位	時間	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手(一般)			人	0. 21				
軽油			L	3. 9				
トラック[普通型] 2t積			時間	1				
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円/時間	

特記仕様書（個別工事編）

業務委託名 公園樹木伐採業務委託（西京西部）
履行場所 京都市西京区大枝東新林町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本業務の履行に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和8年4月）」によらなければならない。

また、本業務にかかる提出書類の様式は、「樹木剪定等業務委託監督・検査諸規程（令和7年11月）」によるものとする。

なお、本業務の履行現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

1 本業務は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（緊急対応）

本業務では、強風や台風、事故等により通行安全性が阻害された場合、緊急で作業を指示することがある。被害が予測される場合には、連絡・出動態勢を整えること。

また、被害発生時には、速やかに通行安全性を確保すること。可能な限り作業前に監督職員等に状況を報告して指示を受けることとするが、やむを得ない場合はこの限りではない。作業後は速やかに報告すること。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とし、中間前払金は対象外とする。なお、前払金保証について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

第5条（部分払）

受注者は、業務の完了前に、業務の出来高に応じた請負代金を請求することができる。ただし、当該請求に係る業務の検査を完了したものに限る。また部分払金額については、本市の算定基準に従うものとする。

2 現場条件に関する事項

第6条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

※本業務では、交通量の多い地域にある公園で、道路に接する箇所の作業が想定される場合について、交通誘導警備員を計上している。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
本業務履行箇所	1～2名	交通誘導警備員B 1～2名	昼 間	無

第7条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

みやこ杉木を使用した木製の業務案内看板の設置

項 目	仕 様	設置枚数
業務案内看板	・みやこ杉木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杉木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。 ・看板サイズは550×1400mmとする。 ・表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。 (文字数：150字程度)	1枚

設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3 施工管理に関する事項

第8条（業務計画書）

- 1 受注者は、契約締結後速やかに「施工計画書作成要領」に従って業務計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、これを遵守して、業務を実施すること。
- 2 作業着手時期及び作業範囲については、監督職員と協議のうえ、週間工程表を監督職員に提出すること。
- 3 契約後に指示する具体的な伐採対象木については十分に現地調査を行った上で、伐採方法や使用可能な資機材を検討し業務計画書に反映すること。また、本業務の対象樹木は大型機械の使用が困難であったり、隣接家屋への十分な配慮が必要となる等、作業条件に制約があるため、当該作業を安全に実施可能な人員を確保すること。

第9条（作業計画）

- 1 作業着手前に現場確認調査を行い、作業手順を検討したうえで、監督職員と協議した後に業務に着手すること。なお、各作業の開始時期については、監督職員の指示に従うこと。
- 2 作業着手前の現場確認調査において、管理上支障がある樹木や危険木、応急処理が必要な樹木を発見した場合には、【別紙－1】により速やかに監督職員に報告すること。

第10条（工程管理）

- 1 受注者は契約決定後直ちに計画工程表を作成し、監督職員に提出し承認を受けて、工程を管理するものとする。実施工程表は、工程が変更するごとに監督職員の指示に従い修正し提出すること。
- 2 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。
- 3 作業日は土日祝を除く平日とし、作業時間は原則として昼間作業は8:30～17:15とする。この曜日および時間を変更する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- 4 特に本市が指示した場合を除き、官庁の休日並びに夜間（17:15から翌朝8:30まで）における作業は、防災保安上の点検や緊急安全対策作業以外禁止する。
- 5 他の企業・事業者との同時作業となる場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 6 2週間分の作業計画表及び直近作業の実施状況（公園名、工種、樹種、ランク、数量）に関する報告書を提出すること。提出日は毎週木曜日とする。
- 7 各作業樹木のランクは、【別紙－2】に示すとおりとする。

第11条（安全管理）

- 1 作業の際には、実施現場内またはその隣接敷地もしくは付近道路において、工作物または人畜に損傷がないよう十分に注意すること。与えた損害については受注者がその責に任ずるものである
- 2 現場での作業期間中は、作業標示板、協力依頼板、作業範囲への立入防止措置等の安全施設を設置し、公園利用者の安全を確保すること。公園（子どもが常時遊んでいる）という特異性を十分に留意して取り組むこと。
- 3 保安施設等を十分完備し、必要に応じて交通誘導警備員を配置し方法等を監督職員とよく協議して、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じること。
- 4 利用者の進入がないように、作業範囲にあたる区間の起終点をカラーコーン及びバーで閉鎖すると

ともに、作業車両も囲むこと。また、利用者が付近を通行する時には注意喚起し、誤って作業範囲内に進入した時には、すみやかに作業範囲外に誘導すること。

- 5 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。
- 6 作業用車両を現場に出入りさせるときは、必ず監督職員が指定する道路より行うこと。
- 7 作業周辺道路へは、一切、資材運搬車等の作業用車両が待機や駐車することがあってはならない。作業関係者の車両についても同様である。
- 8 作業で使用する建設機械は日々回送を行い、作業区域内及び周辺に存置してはならない。
- 9 剪定枝葉、刈草、ゴミ等の処分は即日に行い、現場に仮置きしてはならない。
- 10 資材・土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は直ちに清掃・補修を行うこと。作業完了に際しては、跡掃除を行い、不要残材等の類は監督職員に確認を受けたうえで処理・処分すること。

第12条（安全・訓練等）

- 1 受注者は、本業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、これを業務計画書に含めて監督職員に提出するものとする。共通仕様書（1-1-1-28）「工事中の安全確保」、及び（1-1-1-34）「交通安全管理」を厳守するとともに、現場及び一般車両の安全管理に努めること。
- 2 受注者が実施する安全・訓練等は、作業着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の間を割り当てることとし、その実施内容については、下記の項目から適宜選択するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚材料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 本業務における災害対策訓練
 - (5) 本業務現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 3 安全・訓練等の実施状況について、工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

第13条（市民対応）

- 1 本業務は、公共性の高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
- 2 作業中、利用者からの要望、近隣住民及び通行車両等からの苦情、事故の発生などがあった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

第14条（写真管理）

本業務は、検査員の現地検査により完了の確認を行う。検査を補助するものとして、出来形と作業状況（安全管理体制、作業黒板、出来形寸法等）が明確に分かる写真や資料を提出すること。作成要領は請負工事必携に準じるが、業務委託名、公園名、工種、樹種、ランク、年月日等を黒板に記入して撮影し、【別紙－3】のとおり写真整理すること。また、撮影数量等は【別紙－4】による。

第15条（出来高管理）

監督職員より配付された平面図及び集計表に、工種、樹種、幹回り、ランク等を記入し、樹種ごとにランク別本数を表にして提出すること。

第16条（検査）

受注者は、完了検査及び既済部分検査を受ける場合は、検査に必要な資料として作業写真、出来高数量表、処分伝票、その他監督職員の指示した資料を提出しなければならない。なお、出来形数量表は、集計したものを印刷するとともに電子データを提出しなければならない。

第17条（作業上の留意事項）

- 1 本業務においては、対象となる植物の特性や当該作業の目的及び、対象植物に及ぼす影響の強さ等を十分に理解し、生き物である植物に対して、細心の注意を払って実施すること。
- 2 支障木伐採
支障木とは、樹木管理上または利用上、不必要あるいは危険な樹木をいう。支障木処理は地上部の伐採処分までの作業であり、根株は利用者に危険のないよう処理すること。

4 監督職員の確認に関する事項

第18条（受注者の臨場）

監督職員が別途段階確認を指示した場合は、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

5 建設副産物に関する事項

第19条（建設副産物の適正処理）

- 1 一般廃棄物が発生する場合の対応
本業務で発生した資源化可能な剪定枝等については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。ただし、病害虫に侵食された樹木については、この限りではない。
【表－1】に示す建設副産物の受入場所は、積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。（京都市一般廃棄物処分業許可業者については、京都市環境政策局循環型社会推進部のホームページにて確認できる。）
- 2 自社処分を行う場合は、【表－2】に示す処分地等に関する資料を提出すること。また、自社処分を行うことにより、処分費が減額になる場合は、設計変更の対象とする。

【表－1】建設副産物の受入場所

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
-------	------	-----

建設発生木材 (剪定枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 10.9km
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 10.9km

【表－2】 自社処分を実施する場合の提出資料

1.	位置図
2.	平面図
3.	公図
4.	登記簿謄本
5.	現地写真
6.	循環型社会推進部資源循環推進課との協議書 (京都市内の処分施設に搬入する場合に限る)
7.	見積書

6 その他事項

第20条 (検査書類の提出)

完了検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1箇月前までに提出すること。また、完了検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

提出書類は、請負工事必携によるほか、下記の書類を提出すること。

- (1) 建設副産物の処分伝票 (処分項目ごとに整理すること)
- (2) 各種材料の納品伝票 (品種ごとに整理すること)
- (3) 業務写真帳及び写真データ (CD-R)

デジタルカメラ等デジタル画像により写真管理を行う場合は、以下によるものとする。

- (ア) 写真管理に使用する機材は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる機材とする。

◇デジタルカメラについては、有効画素数100万画素のものを使用する。

◇プリンターについては、フルカラー600dpi以上のものを使用する。

◇インク・用紙等については、通常の使用条件の下で3年間程度に顕著な劣化が生じないものを使用する。

- (イ) 写真の信頼性を考慮し、原則として写真編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。

- (ウ) 業務写真帳は、写真 (サービス版程度の大きさ。画像を印刷したものを含む。) に説明等を併記し、A4版で作成すること。なお、画像データについては、CD-R等の電子媒体により提出するものとする。

第21条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本業務は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>)

- 2 本業務の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第22条（情報共有システムの利用）

- 1 本業務は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第23条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本業務は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本業務は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4） 成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

【別紙－1】

提出日： 令和 年 月 日

公園樹木点検票（1/〇）

現場確認調査 / 巡視点検

年度	令和 年度	公園番号	〇街－〇〇
業務名		行政区	〇〇区
点検実施日	令和 〇 年 〇 月 〇 日（ 〇 曜日 ）	点検者	株式会社〇〇造園
公園名	〇〇公園	（2名以上）	造園一郎 、 造園次郎

記号凡例 〇:事象なし / ×:事象あり / △:剪定作業等において処置完了した場合 / —:点検項目外

点検項目	記号	点検項目	記号
① 枯れ枝、折れ枝、ぶら下がりがり枝などはないか		⑧ 民有地に近接（樹冠が越境する程度）した大径木（幹周100cm以上）はないか	
② 突出枝・支障枝がないか		⑨ 病害虫が発生していないか	
③ 樹幹の不自然な傾斜はないか		⑩ 樹勢が弱まっている樹木はないか	
④ 樹幹の亀裂、開口空洞、腐れ露出等はないか		⑪ 根上りによる危険な段差はないか（3cm以上を目安とする）	
⑤ 樹幹や大枝、地際等にキノコが発生している木はないか		⑫ その他、応急処置が必要なものはないか（内容： ）	
⑥ 大規模な樹皮のはがれはないか		⑬ その他、応急処置が必要なものはないか（内容： ）	
⑦ 民有地への越境枝はないか		⑭ その他、応急処置が必要なものはないか（内容： ）	

所見記入欄

危険度評価基準 1. 危険性は低いと思われる 2. 危険性はあるが、すぐには倒伏、枝折れはしないと思われる（任意記入） 3. 危険性は高いと思われる

No.	樹種	H	C	W	外観所見	点検判定	危険度※ 1(低)～3(高)

箇所図示

概略図

特記事項

※危険度については目視によるおおよその判断であり、対応要否については本市監督職員との協議により決定する。

提出日： 令和 年 月 日

公園樹木点検票（2/○）

公園番号	○街－○○
------	-------

状況写真（○○公園）

(遠景)
(近景)

(遠景)
(近景)

(遠景)
(近景)

(遠景)
(近景)

※記入欄等が不足する場合は別紙(様式問わず)を添付し提出すること。

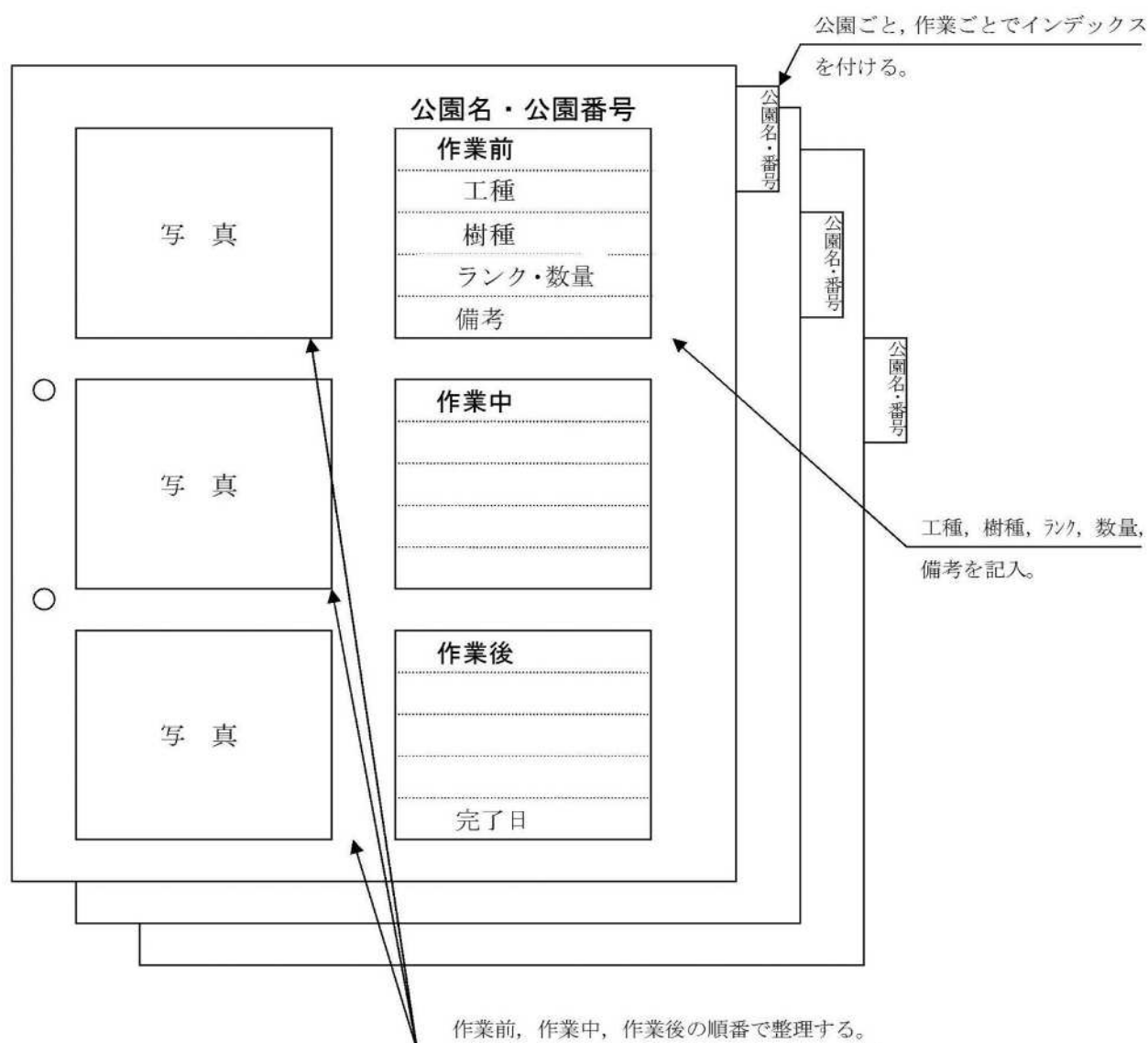
【別紙ー2】

ランク表

	上木	中木	支障枝処理	支障枝剪定	生垣	寄植	玉物	クビアカツヤカミギリ 防除シート巻き	クビアカツヤカミギリ 被害切株シート被覆	クビアカツヤカミギリ 樹幹注入	枯損木伐採 ／支障木伐採	根株撤去	伐竹
	C:幹周	H:高さ	枝周	C:幹周	H:高さ	H:高さ	H:高さ	C:幹周	C:幹周	C:幹周	C:幹周	根元周	密度
ランク	cm	m	cm	cm	m	m	m	cm	cm	cm	cm	cm	本/100㎡
A	25未満	1.5未満	15未満	50未満	0.6未満	1.2未満	0.6未満	90以上120未満	90以上120未満	90以上120未満	25未満	40未満	10未満
B	25以上50未満	1.5以上2.0未満	15以上30未満	50以上100未満	0.6以上1.2未満	1.2以上2.0未満	0.6以上0.9未満	120以上150未満	120以上150未満	120以上150未満	25以上50未満	40以上75未満	10以上50未満
C	50以上75未満	2.0以上2.5未満	30以上45未満	100以上150未満	1.2以上2.0未満	2.0以上	0.9以上1.2未満	150以上180未満	150以上180未満	150以上180未満	50以上75未満	75以上112未満	50以上
D	75以上100未満	2.5以上3.0未満		150以上200未満	2.0以上		1.2以上1.7未満	180以上210未満	180以上210未満	180以上210未満	75以上100未満	112以上150未満	
E	100以上125未満	3.0以上		200以上250未満			1.7以上	210以上240未満	210以上240未満	210以上240未満	100以上125未満	150以上200未満	
F	125以上150未満										125以上150未満	200以上250未満	
G	150以上175未満										150以上175未満	250以上300未満	
H	175以上200未満										175以上200未満		
I	200以上225未満										200以上225未満		
J	225以上250未満										225以上250未満		
K	250以上275未満										250以上275未満		
L	275以上300未満										275以上300未満		
M	300以上325未満										／300以上325未満		
N	325以上350未満										／325以上350未満		

※支障枝処理の枝周は、幹から30cm離れた位置で計測する。

写真整理の仕方



- ①写真帳は工事用A4サイズの差込式で提出すること。
 - ②写真帳には必ず表紙と背表紙をつけること。
 - ③表紙と背表紙には年度（令和〇〇年度）・委託業務名・履行場所・業者名を書くこと。
 - ④提出時にはなるべく1冊にして提出すること。
 - ⑤作業写真は、公園ごとに整理すること。
- ※電子検査の場合は不要とする。

【別紙－4】

写真撮影等仕様

基本剪定	1公園ごと、作業回数ごと、樹種ごとに、代表1箇所1組撮る。
中木剪定	1公園ごと、作業回数ごとに、30本につき1組撮る。
軽剪定	1公園ごと、作業回数ごと、樹種ごとに、代表1箇所1組撮る。
支障枝処理	1公園ごと、作業回数ごとに、代表1箇所1組撮る。
支障枝剪定	1公園ごと、作業回数ごとに、代表1箇所1組撮る。
生垣剪定	1公園ごと、作業回数ごとに、50mにつき1組撮る。
寄植刈込	1公園ごと、作業回数ごとに、50㎡につき1組撮る。
玉物刈込	1公園ごと、作業回数ごとに、同一樹種30株につき1組撮る。
フジ棚剪定	フジ棚1箇所ごと、作業回数ごとに、1組撮る。
除草（街区公園）	1公園ごと、作業回数ごとに、全景を1組撮る。
除草(街区公園以外)	1公園ごと、作業回数ごとに、2000㎡につき1組撮る。
薬剤散布	1公園ごと、作業回数ごとに、1組撮る。10回につき1枚、薬剤調整（希釈・混合）状況を撮る。
クビアカツヤカミギリ防除	1公園ごと、作業回数ごとに、代表1箇所1組撮る。
枯損木伐採	1公園ごと、作業回数ごとに、代表1箇所1組撮る。
支障木伐採	1公園ごと、作業回数ごとに、代表1箇所1組撮る。
伐竹	1公園ごと、作業回数ごとに、代表1箇所1組撮る。
根株撤去	1公園ごと、作業回数ごとに、代表1箇所1組撮る。
発生材処理	1公園ごと、作業回数ごとに、代表1箇所1組撮る。
植栽	1公園ごと、作業回数ごとに、1本（株）撮る。

※写真は作業前、作業中、作業後を1組とする。

※代表箇所は、園路沿いや、広場周辺等で、ランクの大きい樹木を主体に選定すること。

※作業樹木同士が近接している箇所の場合は、まとめて複数の樹木が入るよう工夫して撮影すること。

